

山口県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十七年三月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路線名 四九一号
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
下関市菊川町大字吉賀字宮ノ馬場二九七〇の一地先から 同市菊川町大字吉賀字馬渡一七八七の一地先まで	最狭 一三・〇	最狭 一三・〇	二五〇・七	道路改良工事に 完了による。	
	最狭 二五・二	最狭 二五・二	二五〇・七		

道路の種類 県道
路線名 下関長門線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
下関市菊川町大字吉賀字馬渡一七八七の一地先から 同市菊川町大字吉賀字宮ノ馬場二九七〇の一地先まで	最狭 一三・〇	最狭 一三・〇	二五〇・七	一般国道四九一 号の道路の区域 (重用)	
	最狭 二五・二	最狭 二五・二	二五〇・七	一般国道四九一 号の道路の区域 (重用)	

道路の種類 県道
路線名 宇賀山陽線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
下関市菊川町大字吉賀字竜王五〇六の一地先から 同市菊川町大字吉賀字権ノ神六二七の三地先まで	最狭 二四・四	最狭 二二・二	一五六・四	道路改良工事に 完了による。	
	最狭 一四・〇	最狭 一四・〇	一五六・四		

山口県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十七年三月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 四九一号	下関市菊川町大字吉賀字宮ノ馬場二九七〇の一地先から 同市菊川町大字吉賀字馬渡一七八七の一地先まで	平成二十七年三月 四日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 宇賀山陽線	下関市菊川町大字吉賀字竜王五〇六の一地先から 同市菊川町大字吉賀字権ノ神六二七の三地先まで	平成二十七年三月 四日

山口県告示第七十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十七年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

駐車場の自動車の出入口の数

六箇所

七箇所

四 届出年月日
平成二十七年二月十日
五 変更年月日
平成二十七年十月十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ゆめタウン山口
所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明

三 変更に係る事項
駐車場の位置、駐輪場の位置、廃棄物等の保管施設の位置及び駐車場の自動車の出入口の位置

四 届出年月日
平成二十七年二月十日
五 変更年月日
平成二十七年十月十一日

(六五) 平成二十七年前期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、平成二十七年前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十七年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種
技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれらの表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

1 一級及び二級の技能検定	
職 種	試 験 科 目
園 芸 装 飾	室内園芸装飾
造 園	造園工事
鑄 造	鑄鉄鑄物鑄造
金 属 熱 処 理	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理 普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤 数値制御フライス盤 平面研削盤 円筒研削盤 ホブ盤 マシニングセンタ
機 械 加 工	数値制御彫り放電加工 ワイヤ放電加工
放 電 加 工	金属プレス
金 属 プ レ ス 加 工	製缶 構造物鉄工
鉄 工	内外装板金 ダクト板金
建 築 板 金	曲げ板金 打出し板金
工 場 板 金	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
仕 上 げ	工作機械用切削工具研削
切 削 工 具 研 削	
ダ イ カ ス ト	コールドチャンネルダイカスト
電 子 機 器 組 立 て	電子機器組立て
電 気 機 器 組 立 て	配電盤・制御盤組立て

表装	壁装	ビル用サッシ施工	保温保冷工事	熱絶縁施工	内装仕上げ施工	防水施工	畳製作	タイル張り	左官	とび	石張り	プラスチック成形	射出成形	印刷	オフセット印刷	木製建具手加工	家具手加工	婦人子供服製作	建設機械整備	鉄道車両製造・整備	産業車両整備
					ウレタン系塗膜防水工事 アクリル系塗膜防水工事 シリコン系防水工事 FRP防水工事														内部ぎ装 配管ぎ装 電気ぎ装 鉄道車両現図		

塗装	化学分析	左官	とび	建築大工	電子機器組立て	機械検査	仕上	工場板金	機械加工	金属熱処理	造園	園芸装飾	職種	2 三級の技能検定	フラワー装飾	広告美術仕上げ	塗装
金属塗装	化学分析	左官	とび	大工工事	電子機器組立て	機械検査	機械組立仕上げ	曲げ板金 打出し板金	普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤 平面研削盤 マシニングセンター	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理	造園工事	室内園芸装飾	試験科目		フラワー装飾	広告面粘着シート仕上げ	建築塗装 金属塗装

金属熱処理 園芸装飾 器組立て 建築大工 とび 工場板金 仕上げ 化学分析 塗装 フラワー装飾 電子機	職 種 造園 機械加工 左官 化学分析 機械検査 フラワー装飾	実施期 日 平成二十七年七月十九日 (日曜日) 平成二十七年八月二十三日 (日曜日)	職 種 造園 建築大工 とび 工場板金 仕上げ 化学分析 塗装 フラワー装飾	実施期 日 平成二十七年七月十九日 (日曜日) 平成二十七年八月二十三日 (日曜日)
造園 金属熱処理 金属プレス加工 成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装 産業車両整備 プラスチック 機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 婦 人子供服製造 家具製作 建具製作 印刷 左官 畳製作 内装仕 上げ施工 広告美術仕上げ	職 種 造園 建築大工 とび 工場板金 仕上げ 化学分析 塗装 フラワー装飾	実施期 日 平成二十七年八月二十二日 (日曜日)	職 種 造園 建築大工 とび 工場板金 仕上げ 化学分析 塗装 フラワー装飾	実施期 日 平成二十七年八月二十二日 (日曜日)
園芸装飾 鋳造 放電加工 具研削 電気機器組立て 鉄道車両製造・整備 石材施工 切削工 張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾	職 種 造園 建築大工 とび 工場板金 仕上げ 化学分析 塗装 フラワー装飾	実施期 日 平成二十七年九月六日 (日曜日)	職 種 造園 建築大工 とび 工場板金 仕上げ 化学分析 塗装 フラワー装飾	実施期 日 平成二十七年九月六日 (日曜日)
3 単一等級の技能検定				
フラワー装飾	職 種 フラワー装飾	試験 科目 フラワー装飾	試験の方法 (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。 (二) 試験の期日 (一) 実技試験 平成二十七年六月三日(水曜日) から同年九月八日(火曜日) までの間において 山口県職業能力開発協会が指定する日 (二) 学科試験 1 一級及び二級の技能検定	産 業 洗 浄 高圧洗浄

3 単一等級の技能検定	職 種 産業洗浄 路面標示施工	実施期 日 平成二十七年八月二十二日 (日曜日) 平成二十七年九月六日 (日曜日)
試験の場所 山口県職業能力開発協会が指定する場所		
試験の資格 (一) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条の二に規定する者であること。 (二) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。 (三) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。 (四) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。		
受検申請書の受付期間 平成二十七年四月六日(月曜日) から同月十七日(金曜日) まで(郵送の場合は、四月十七日までの消印のあるものは、有効とする。) 受検申請書等の提出先 山口市中央四丁目三番六号(郵便番号七五三〇〇七四) 山口県職業能力開発協会 提出書類 (一) 受検申請書 (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面 八 受検手数料 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。 (一) 学科試験にあつては、三千円 (二) 実技試験にあつては、次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額		

1 一級及び二級の技能検定

職	種	手数料
婦人子供服製造		一万四千九百円
園芸装飾 造園 建築板金 工場板金 工業器具研削 放電加工 金属プレス加工 鉄 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造 建設機械整備 家具製 作 建具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 左官 タイル張り 表装 塗装 広 告美術仕上げ フラワー装飾		一万七千九百円

2 三級の技能検定（受検者が在校生である場合）

職	種	手数料
園芸装飾 造園 建築大工 とび 左官 化学処理 機械加工 塗装 工場板金 仕上げ 電子機器組立て		五千円 六千円

3 三級の技能検定（受検者が在校生でない場合）

職	種	手数料
園芸装飾 造園 建築大工 とび 左官 金属熱処理 機械加工 塗装 工場板金 仕上げ 電子機器組立て		一万四千九百円 一万七千九百円

4 単一等級の技能検定

職	種	手数料
路面標示施工 産業洗浄		一万七千九百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十七年五月二十七日（水曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、三級の技能検定（金属熱処理に係るものを除く。）にあつては平成二十七年八月二十八日（金曜日）、その他の技能検定にあつては同年十月二日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(六六) 平成二十七年年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、平成二十七年年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十七年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定の実施職種及び試験の方法
(一) 実施職種

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器、段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁

(六七) 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

当該農用地利用配分計画は、平成二十七年三月三日から同月十七日までの間、山口県農林水産部農業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面積 (平方メートル)
農事組合法人坂ノ上の里	下関市菊川町大字上岡枝四四二	下関市菊川町大字上岡枝字大年二八三二の二 ほか三八筆	八九、一三三
農事組合法人かんぼき	菊川町大字上保木二二六	菊川町大字上保木字迫七の一ほか一五筆	二六、九九五

二 申請年月日

平成二十七年二月十二日

(六八) 県営二島西地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営二島西地区経営体育成基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営二島西地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年三月四日から同月二十三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六九) 基本測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十七年三月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

二 作業の地域

下関市及び下松市

三 作業の期間

平成二十六年七月一日から平成二十七年一月三十一日まで



山口県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十七年三月三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

名	称	所 在	地 址	指 定 年 月 日
医療法人真人会はるかぜの丘		山口市嘉川四四七一		平成二七、二、一八
特別養護老人ホームフィラージュ開出		防府市開出西町三三番八号		〃

平成二十七年三月三日印刷
平成二十七年三月三日發行

發行人所

山口県知事